

和歌山大学社会インフォマティクス学環規則

制 定 令和 5年 3月 29日

法人和歌山大学規程 第2597号

(趣旨)

第1条 和歌山大学社会インフォマティクス学環（以下「学環」という。）に関する事項は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）及び和歌山大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学環の目的)

第2条 学環は、広い視野と専門領域に応じた基礎学力及び応用力を体系的に理解できる能力をもち、データを利活用して社会の課題解決や地域活性化に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(授業科目及び単位数)

第3条 学環は、第2条の目的を達成するため、必要な授業科目を開設する。

2 学環が開設する授業科目及び単位数は、教授会の議を経て、別に定める。

(授業の方法)

第4条 授業は、講義、演習、実験、実習、実技又はこれらを組み合わせたものにより行うものとする。

(卒業要件)

第5条 学生は、卒業するためには、学則第33条の規定に基づき4年以上在学し、別に定める履修方法により、128単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、学則第34条の規定により卒業するためには、別に定める要件を満たさなければならない。

(履修登録)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに届け出なければならない。

(卒業判定)

第7条 卒業の判定は、教授会の議を経て、学長が認定する。

(学位)

第8条 学則及び学位規程の定めるところにより学環において授与される学位は、学士（社会情報学）とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。